

管理料の徴収について

第1回及び第2回策定委員会での議論を踏まえ、第3回策定委員会で検討をさせていただいたための資料として、市としての墓地管理料徴収に対する考え方を、以下のとおりまとめました。

1. 管理料の徴収に対する考え方

現在、市営墓地の区画使用申込時には、区画の使用料である「永代使用料」として、30万円または36万円を徴収している。この永代使用料の算定にあたっては、墓地の共用部分の維持管理費（樹木や雑草の処理費など）や、電気料や水道料などの50年間分相当額も加味して積算を行っている。しかしながら、現在の金額に改定された永代使用料を徴収する以前から墓地を使用している方については、これらの維持管理に要する費用の徴収は行っていない。

市営墓地の維持管理に要する費用は、墓地使用者以外の市民からの税金も含んだ一般財源から充当しているが、市営墓地を使用する市民と、使用しない市民の費用負担に関する公平性（受益者負担）の観点から、墓地の維持管理に要する費用を「管理料」として徴収することが適切と考える。

また、管理料の徴収により使用者と継続的なコンタクトを取ることは、無縁化防止対策にも資するものである。

2. 徴収の対象者

本市では6つの市営墓地を管理しているが、有脇墓地及び成岩墓地については、「集落墓地」的な墓地であり、現在、使用者の募集は行っておらず、最低限の維持管理しか行っていない。また、今後も現状を維持しながら基本的な安全性や快適性を確保するための維持管理のみを行っていく方針である。

そのため、現在、使用者の募集を行い、今後も空き区画の再整備による区画の提供や、快適性向上のための整備などを行っていく予定の北部墓地、乙川一色墓地、北谷墓地、黒石墓地の4墓地の使用者から管理料を徴収することとする。

3. 徴収金額

管理料の金額は、毎年の維持管理に要する費用から、有脇墓地及び成岩墓地に係る費用を除いた金額を、北部墓地、乙川一色墓地、北谷墓地、黒石墓地の合計区画数で按分したものを基礎とし、各墓地における施設の状況や、今後の維持管理及び整備の方針等も考慮し、算定する。

なお、維持管理に要する費用には、新たな施設の整備や建替え、大規模改修など、施設整備的な費用は含まないものとする。

4. 課題

①徴収率

徴収率が低ければ、支払っている使用者にとって不公平感や不信感につながるため、高い徴収率を確保する必要がある。

②徴収に係るコスト

管理料を徴収するためには、徴収事務（滞納者への対応を含む）を行う新たな人員の配置や、システム改修・運用などによりコストが増加する。そのため、増加分のコストも含めた維持管理料と徴収する管理料の費用対効果を考慮する必要がある。